知財法務の勘所Q&A (第66回)

欧州単一特許・統一特許裁判所制度と 日本企業の実務対応(後編)

Müller-Boré & Partner

ドイツ弁理士・欧州特許弁理士 アンドレアス・シェーパース 弁理士・欧州特許弁理士 松家 裕子

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 後藤 未来 弁理士 市川 祐輔

Q1 欧州単一特許を無効にするための制度(異議申立制度、無効審判等)の概要について 教えてください。

本連載の前編でも説明したとおり、欧州単一特許は、EPOに対する欧州特許の出願 Δ1 を申請し、特許付与決定の公開後1か月以内に欧州単一特許を取得するための所定の 手続きを行うことにより取得されます。これに対する異議申立は、従来型の欧州特許の場合と同 様、EPOによる特許付与決定の公開から9ヶ月以内にEPOに対して行うことができます。異議 申立を行う際には、上述の9ヶ月の期間内に、異議申立理由および証拠をすべて提出する必要が あります。異議申立が提出されると、EPOから特許権者に対し、異議申立理由が転送され、特 許権者は、異議申立理由に対して書面で反論することができます。このような書面のやり取りが なされた後、EPOの異議部は、通常、特許権者と異議申立人を口頭審理に召喚します。口頭審 理の召喚の際に付される異議部の見解に対し、特許権者と異議申立人の双方に意見書提出の機会 が与えられます。多くの場合、口頭審理の予定日より半年以上前に口頭審理への召喚通知が行わ れ、意見書提出期限は、口頭審理の予定日の約一ヶ月前に設定されます。特許権者は、口頭審理 の召喚後の意見書提出の際に、クレームの補正を行うこともできます。その後、口頭審理が開か れ、口頭審理の最後に異議部の決定が宣言されます。この異議部の決定に不服がある場合、EPO の審判部に対し、審判の請求を行うことができます。異議部による取消決定が確定すると、欧州 特許は取消となり、すべての保護国(単一効果の申請があった場合の単一特許・統一特許裁判所 制度の参加加盟国および有効化が行われた各国)での特許権が一括して取消となります。

以上のような異議申立のほか、欧州単一特許については、統一特許裁判所に対し、取消訴訟を 提起することができます。統一特許裁判所における訴訟の手続きの主な流れは、まずは書面審理 が行われ、次に、期日間手続き、その後、口頭審理を経て判決、となります。書面審理において は、取消理由を記載した書面の提出(原告)、取消理由に対する反論書面の提出(被告=特許権 者)、当該反論書面に対する回答書面の提出(原告)および当該回答に対する再反論書面の提出(被 告)が行われます。取消理由に対する反論書面の提出および再反論書面の提出において、特許権